

地域活性化起業人制度を活用したデジタル人材の派遣業務に関する 公募型プロポーザル応募要領

1 派遣業務名

地域活性化起業人制度を活用したデジタル人材の派遣業務

2 選定の方法

地域活性化起業人制度を活用したデジタル人材の派遣をいただくに当たり、提案書の公募によるプロポーザル方式により、派遣元企業を選定するもの。

3 派遣業務の概要

(1) 業務内容

地域活性化起業人制度を活用したデジタル人材の派遣業務。協定（案）を参照のこと。

(2) 派遣期間

令和6年7月1日から令和7年3月31日まで。ただし、令和9年6月30日まで延長する可能性がある。

(3) 負担金

社員の派遣・従事等に要する費用として、市が企業に対し年額560万円（消費税及び地方消費税を含む）を限度として負担する。（派遣の期間が1年に満たない場合は、月割りにより計算し千円未満の端数を切捨てる。）

4 日程及び期限

内 容	日程・期限
協定書等の交付	令和6年4月30日（火）～令和6年5月14日（火）
質問の受付	令和6年5月14日（火）午後5時20分まで
質問の回答	随時回答、最終：令和6年5月21日（火）
参加申込書等の提出期限	令和6年5月27日（月）午後5時20分まで
ヒアリングの実施	令和6年5月31日（金）予定
審査結果の通知	令和6年6月上旬予定
協定書の締結	令和6年6月中旬予定
派遣開始	令和6年7月1日（月）予定

5 協定書（案）等の交付方法

5月14日（火）まで、小樽市ホームページからダウンロードする方法で交付する。

●ホームページアドレス

https://www.city.otaru.lg.jp/categories/bunya/nyusatu_keiyaku/nyusatu_koujiigai/

6 参加資格

- (1) 本業務の実施予定組織・部門が ISO/IEC27001:2005、JIS Q 27001:2006、ISMS 認証基準（Ver. 2.0）に基づく情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証又はプライバシーマーク制度の認証によるプライバシーマーク使用許諾のいずれかを受けていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。

① 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。

② 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、

- 同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。
- (2) 国内に本社・本店・主たる事務所を有している法人等であること。
 - (3) 小樽市に納税義務がある者の場合、小樽市に対して法人等として滞納がないこと。
 - (4) 消費税及び地方消費税に未納がないこと。
 - (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
 - (6) 現に、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。この場合において国及び他の地方公共団体において指名停止を受けている場合も、参加資格はないものとする。
 - (7) 地方公共団体の行政デジタル化についての業務支援などの実績を有していること。

7 協定書等に関する質問の受付及び回答

協定（案）等について不明な点がある場合には、質問書を提出すること。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

- (1) 受付方法
質問書（様式8）を、電子メールで令和6年5月14日（火）午後5時20分までに「12 提出先・問合せ先」へ送信すること。また、送信後に、電話で着信を確認すること。
- (2) 回答方法
質問書への回答については、令和6年5月21日（火）までに行うものとする。
なお、質問者には電子メールで回答するとともに、その内容について小樽市ホームページに掲載する。

8 参加申込書等の提出

- (1) 提出方法
小樽市総合政策部デジタル推進室まで持参、若しくは郵送すること。
- (2) 提出書類
 - ① 企画提案参加申込書（兼応募資格審査申請書）（様式1）
 - ② 法人等の概要（様式自由、ただしA4判（タテヨコ自由）とする。）
 - ③ 企画提案書（様式2）
 - ④ 見積書（様式4）
 - ⑤ 派遣等実績書（様式5）
 - ⑥ 使用印鑑届（様式6）
 - ⑦ 誓約書（様式7）
 - ⑧ 登記簿謄本（登記事項全部証明書）（写し可。提案書提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - ⑨ 小樽市税に滞納がないことの証明書（小樽市に納税義務がある場合。写し可。提案書提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - ⑩ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（写し可。提案書提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - ⑪ 決算報告書等（申請時直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書等を提出すること。）
- (3) 提出部数
 - ・(2)の①、⑥～⑪は各1部
 - ・(2)の②～⑤は各8部
 - （③企画提案書及び④見積書は正本1部のみ押印し、残り7部は複写とする。）
- (4) 提出期限
令和6年5月27日（月）午後5時20分

※提出期限後の参加申込書等の差し替え、再提出は認めない。

(5) 辞退する場合

参加申込書等の提出後に辞退する場合は、ヒアリング実施日の前日までに参加辞退届(様式9)を持参又は郵送の方法により提出すること(郵送の方法による場合は、ヒアリング実施日の前日までに到着するようにすること)。

(6) 留意事項

① 企画提案書(様式2)は、協定(案)を参照の上、別紙(任意様式)で下記の事項を記載すること。

ア 本市へ派遣する予定の者の氏名及び職務経歴並びにバックアップ体制等について(派遣者が未定の場合は、想定する者の職務経歴や年齢、職位の例などを記載)

イ Microsoft365を活用した業務効率化等に向けた支援や改善策の提案について

ウ Microsoft365等に関する人材教育支援について

エ その他本市行政に関するデジタル化推進に必要な事項について

9 選定方法等

(1) 審査体制

小樽市職員で構成する選考委員会(以下「委員会」という。)が、別紙に掲げる評価項目に従って審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者(次点)を選定する。

(2) 審査方法

委員会は、提出書類提出書類の審査を行うとともに、必要に応じて提案者へのヒアリングを行い、評価項目をもとに審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者(次点)を選定する。

ただし、委員会で審査をした結果、合計点が満点の半分に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとする。

(3) ヒアリングの実施(必要に応じて実施)

令和6年5月31日(金)を予定。

発表時間は1事業者につき40分以内(内容説明20分以内、質疑応答20分以内)とする。詳細な日時・場所については後日、様式10により通知する。

(4) 評価項目

別紙「地域活性化起業人制度を活用したデジタル人材の派遣業務に関する公募型プロポーザル選定評価項目及び評価内容」のとおり。

(5) 提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

① 参加申込書等の提出までに「6 参加資格」を満たさない場合

② 契約当日までに「6 参加資格」を満たさなくなった場合

③ 期限までに必要書類が提出されなかった場合

④ 提出書類に虚偽があった場合

⑤ 契約の履行が困難と認められるに至った場合

⑥ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合

⑦ その他、委員会で本事業の遂行にふさわしくない明白な事情が認められた場合

(6) 事前審査

応募者が多数の場合は、提出された書類により事前審査を行い、ヒアリングに参加する事業者を選定することがある。

(7) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に文書(様式11又は12)により通知し、小樽市ホームページに掲載する。なお、選定結果及び選考の経過についての問合せ、異議申し立てに対しては応じない。

10 協定手続等

審査により選定した最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した協定書を調整の上総務省と調整ののち、協定を締結するものとする。

また、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が協定を締結するまでの間に失格要件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

11 企画提案に関する留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出及びヒアリング出席等、審査参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、派遣企業の選定以外には使用しない。
- (3) 提出された提案書等は、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とする。
- (6) 本業務に関して、提案者が1者のみの場合であっても、委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (7) 提案書は、小樽市情報公開条例（平成18年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第7条各号の不開示情報を除き、開示の対象となる。ただし企画提案書等の提出及び審査期間中は、同条例第7条第3号又は第5号の規定により、開示の対象としない。
- (8) 審査において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、当該目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとする。

12 提出先・問合せ先

小樽市総合政策部デジタル推進室（消防庁舎5階）担当：成田・原
〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号
電話：(0134)32-4111 内線219
電子メール：digital-susin@city.otaru.lg.jp

**地域活性化起業人制度を活用したデジタル人材の派遣業務に関する
公募型プロポーザル選定評価項目及び評価内容**

評価項目（合計１００点）		配点
実施体制	(1) 事業実施の能力 派遣業務全般を適正かつ確実に遂行するための知識やノウハウ、経験等を備えた方が派遣されるか	15点
	(2) バックアップ体制 派遣者を支える体制が十分に構築されているか	15点
業務内容	(3) Microsoft365 を活用した業務の効率化等について 本市にとって効果が明確であり、具体的で有益な提案がなされているか	25点
	(4) Microsoft365 等に関する人材教育支援について 本市にとって効果が明確であり、具体的で有益な提案がなされているか	15点
	(5) デジタル化に必要な支援策 上記以外の支援策は、効果が明確であり、具体性のあるものになっているか	15点
	(6) 過去の実績 行政におけるデジタル化についての業務支援実績はどうか	10点
	(7) 価格評価点 配点×全体の最低参考見積額／当該参考見積額	5点

※ 合計点の半分の点数に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとする。